

規定による退職金支給の延期はいつまでできるか

Q

当社の退職金規程では、「退職金は退職の日から1か月以内に支給する。ただし、自己都合により退職したものであって、就業規則に抵触すると思われる者である場合には、その調査期間中についてはこの限りでない。」と定められていますが、このたび自己都合退職したAの退職後に懲戒解雇となるべき不祥事の疑惑が発覚し、現在事実確認の調査により退職金の支給を見合わせています。現在3か月が経過しましたが、事実の調査や、懲戒解雇とすべきかどうかを決める決議等で時間がまだまだかかりそうです。



規定に定められた正規の支給日より、かなり遅れてしまいますが、このことにより問題が生じることはありますでしょうか。

A

退職金は、法律上その支給が強制されているものではありませんので、退職金制度を設ける場合もどのように運営するかは自由に定めることができますが、懲戒事由に該当するかどうかの判断のための支給日の延長については、一般的に認められるものの合理的な範囲内に制限されます。

解 説

就業規則による規定

退職金は、基本的には賃金の後払い的性格のものですが、会社に対する功労報償という性格も併せ有している場合も多く見受けられます。このような場合、就業規則において、退職金の減額又は不支給とする事由を規定することができるとされ、自己都合により退職した場合であっても、就業規則に抵触する行為が発覚した場合、非違行為の事実確認に要する期間について支給日を延期し、支給額の制限措置を設けても差し支えないこととされています。

ただし、このような場合は支払期日が特定されないこととなりますので、懲戒事由に相当するかの調査は公序良俗に反しない程度の期間で行うこと

俗に反しない程度の期間で行わなければならぬこととなります。

この点、懲戒事由に該当するかの調査期間の妥当性について直接争われた事例ではありませんが、退職金不支給事由を定めた規定についての有効性が争われた中外礦業事件（東京地判平16・3・22）では、退職金不支給事由を定めた規程について、退職金は基本的には賃金の後払い的性格のものであるが、会社に対する功労報償という性格も併せ有していると解されるため、「不都合行為により退職した者には退職金は支給しない」との規程は、「著しく社会的相当性を欠き、無効であるといえない」とした上で、退職金規程では「退職金は特別の場合を除き、退職後1か月以内に支払う。ただし、本人在職中の行為で懲戒解雇に相当するものが発見されたときは退職金は支給しない」とされているところ、「退職金不支給事由の存否の調査に要する場合も、この「特別の場合」に該当すると解されるが（これが除外されるべきであるとする理由は見出し難い。）、他方で、原告主張のように、調査のためと称して退職金支給が遅延することを許容するのも相当ではないから、退職金不支給事由の存

給与手引二〇

六九六ノ二ノ二



否の調査に要する時間も合理的な範囲内に制限されるべきである。そして、通常退職金の支給が退職後1か月以内とされていることにかんがみれば、この合理的な範囲内の時間は、退職後せいぜい2、3か月間と解するのが相当であり、原告の退職後から約7か月後にされた本件退職金不払い決議は、本件ニッケル取引の調査に要する合理的な期間の範囲を超えたものとしてそれ自体無効ではないかとも考えられる。」

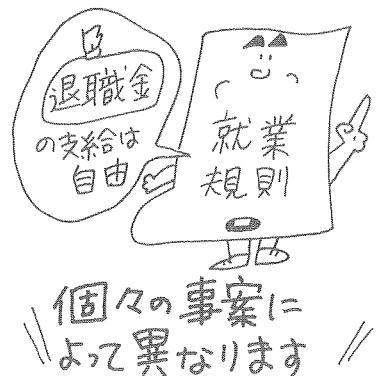
としています。

また、同じく退職金不支給規定の有効性が争われた東京コムウェル事件（東京地判平15・9・19）では、退職金規定が退職金は退職の日から60日以内に支給する旨、「ただし、自己都合により退職した者で就業規則に抵触すると思われるものでその調査期間中についてはこの限りではない」と定めているところ、「ただし書の規定自体が極めて漠然としたものであって、調査対象事項も特定されず、調査期間の限度も定められていないこと、（中略）退職時において退職従業員の就業規則違反行為が具体的に問題となっていた場合、（就業規則）本文が定める支給時期の最长期限、すなわち退職日から60日という期間は、その調査に要する期間として十分なものと考えられること、以上からすると、同ただし書は、本文の支給時

給与手引二〇

期を伸長する規定としての効力を認めることができないと解するのが相当である。」としています。

このように、退職金の支給に関しては就業規則に自由に定めることができるもの、裁判例のとおりいたずらに支給日を延期することは認められないため、ただし書の事由に該当する場合であっても、個々の事案によっても異なりますが、早く結論を出す必要があると考えられます。



《参考となる法令・通達など》

東京地判平15・9・19=東京コムウェル事件
東京地判平16・3・22=中外礦業事件

六九六ノ二ノ三